

返 戻 金 に つ い て

条 件	退職時期と返還する手数料の額
当組合の紹介により入職した職員が、就労後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領済の手数料の一部を返戻金として返還します。	就労後 1 ヶ月以内の場合 受領済の手数料の 70%を返還 就労後 1 ヶ月を越え 2 ヶ月以内の場合 受領済の手数料の 50%を返還 就労後 2 ヶ月を越え 3 ヶ月以内の場合 受領済の手数料の 30%を返還

許可番号

27-ユ-303529

事業所の名称及び所在地

ケアネットワーク協同組合

大阪府吹田市山田北5-14